

# 大阪府の授業料等支援制度について

大阪府・大阪市 副首都推進局 公立大学法人担当



# 大阪府の授業料等支援制度について

- 大阪府では、大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、国の高等教育の修学支援新制度（以下「国制度」といいます。）に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学等（※1）に入学・進級する学生の授業料等の完全無償化をめざし、段階的に実施します。
- ※1 大阪公立大学（令和4(2022)年度以降）、大阪府立大学・大阪市立大学（令和2(2020)年度以降）
- 支援の対象となるには要件があります。要件については、「支援の対象となる要件」をご確認ください。

# I 制度の仕組みについて



©2014 大阪府もずやん

## 世帯収入目安 380 万円未満又は多子世帯（※2）に該当する場合は 国制度に申請を！（学部・学域生のみ（※3））

※2 国の制度改正として、令和7年度から、多子世帯（扶養される子ども3人以上の世帯）の学生等については授業料等を無償とする措置等が講ぜられる予定です。

※3 大学院生（博士課程・博士後期課程を除く）は、国制度の支援対象外のため、下記の「国支援部分」についても「府支援部分」となります。

### チェックポイント 国制度に申請していない場合

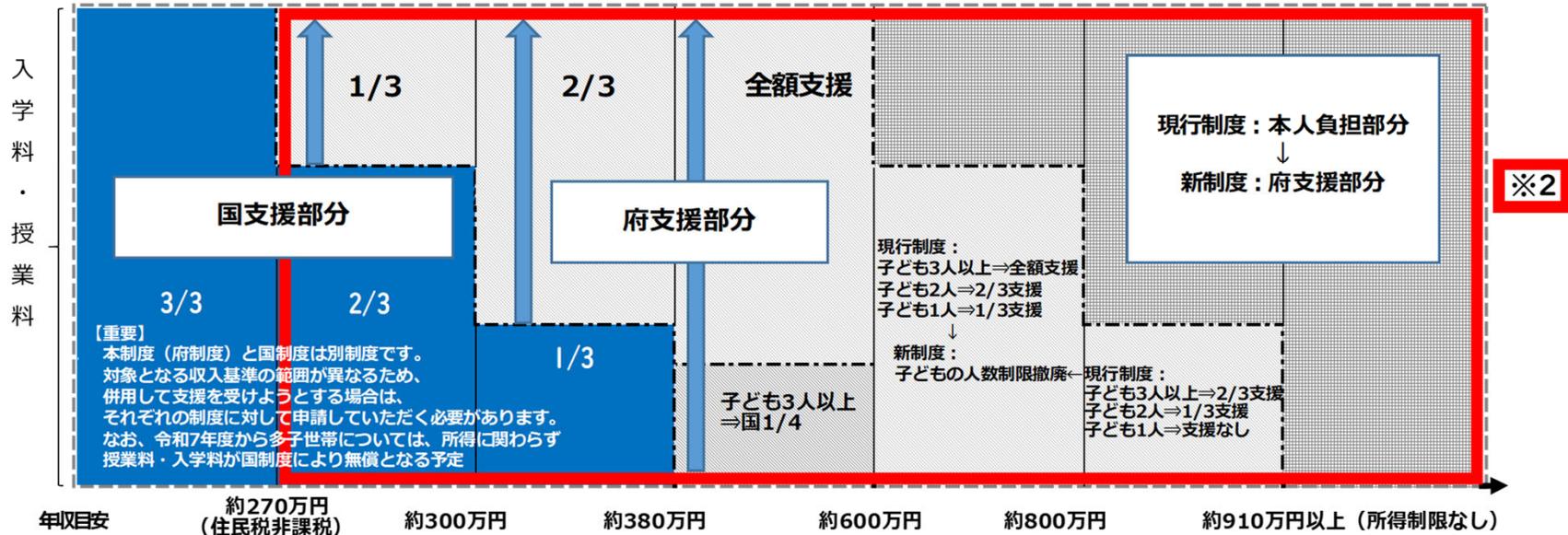
◆世帯収入目安が約 380 万円未満又は多子世帯（※2）の場合は、府制度しか申請していないと、国制度対象分（下記国支援部分、令和7年度から多子世帯は授業料等全額（予定））の支援が受けられません。

なお、国制度は「給付型奨学金」の支給が別途あります。（世帯収入目安：約 380 万円未満（多子世帯は約 600 万円未満））

◆多子世帯（※2）については、所得に関わらず、令和7年度から拡充される国制度により授業料等が無償となる予定ですが、扶養の状況等により認定されない場合もありますので、国制度と府制度の両方の制度への申請をお勧めします。

（申請していない場合、それぞれの支援が受けられません。ご注意ください。）

【支援の範囲】 入学科：282,000 円（府内在住者） 授業料：535,800 円<下のイメージ図は、保護者のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の家族4人世帯の場合の目安>



**(例) 収入や申請の仕方によって支援額が変わります** (令和7年度から多子世帯の学生については、全額国制度での支援となります。(予定))

国制度 3分の2 支援	▶	国申請を行った ◎	▶	授業料全額免除 (年間 535,800 円)
府制度 3分の1 支援		府申請を行った ◎		
国制度 3分の2 支援	▶	国申請をしなかった ×	▶	授業料 3分の1 免除 (年間 178,600 円)
府制度 3分の1 支援		府申請を行った ◎		

<注意>  
国制度の 3分の2が  
免除されません!



©2014 大阪府もずやん



国制度に該当するかどうかの目安については、日本学生支援機構のホームページで公開されている「進学資金シミュレーター」により、制度の対象となるかおおよその確認が可能となっています。ご活用ください。

## II 府制度(所得制限なし)について(令和7年度予定)

### 1 授業料等支援額(入学料及び授業料)

減免	入学金(※6)	授業料(※5・※7)		
		前期	後期	年間合計
全額免除	282,000円	267,900円	267,900円	535,800円
2/3免除	188,000円	178,600円	178,600円	357,200円
1/3免除	94,000円	89,300円	89,300円	178,600円

<注意>

国制度対象となる場合は、  
国制度を必ず申請してください。  
申請していない場合は、  
国制度対象分の支援が受けられません。



©2014 大阪府もずやん

※4 家計の経済状況に関する要件に関する認定結果(支援区分)に基づき、対象支援額の全額、2/3、1/3の減免を行います。

※5 法科大学院については、授業料が異なるため支援額も異なります。

※6 入学時の春申請(4月)に限り、入学金の免除が対象となります。⇒令和7(2025)年度入学者(大学院1年次のみ)が対象となります。

※7 「後期・継続申請」に係る継続申請(夏季実施)において、支援区分の見直しを行います。

※8 国の制度改正として約380万円～約600万円まで令和6年度から新たに1/4区分が設置されましたが、令和7年度よりは※9となります。

※9 国の制度改正として令和7年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ぜられる予定です。

<府制度(所得制限なし)>

## 2 支援対象となる要件 (本制度による授業料等減免の支援を受けるためには、以下の要件を全て満たしている必要があります。)

### (1) 学生等の要件

【令和7年度の対象者】

大学	区分	令和7年度対象学年
大阪公立大学 大阪府立大学 大阪市立大学	学部・学域	2年次～6年次 (5年次・6年次対象は生命環境科学域(獣医学類)と医学部医学科のみ)
	大学院(博士前期・修士課程)	1年次・2年次
	法科大学院	2年次・3年次

【留意事項】

※II 留学生及び大学院の長期履修学生(育児・介護等の事情を有する者及びその他、相当の理由と学部等の長が認める者は含まない。)は対象とはならない。

⇒標準修業年限での修了が困難と判断される場合は対象となりません。

⇒現行制度の学業成績の判定で「廃止」の区分に該当した者は対象となりません。

ただし令和5年度末の「学業成績の適格認定」で「停止」の区分に該当し、令和6年度末の「学業成績の適格認定」で成績が継続相当に回復した者は令和7年4月より対象となります。

⇒過去に病気等の理由で休学し、修業年限内で卒業・修了する見込みのあるものは制度の対象となります。

詳細は府ホームページの制度に関するQ&Aでご確認ください。



©2014 大阪府もずやん

<府制度(所得制限なし)>

## (2)府内在住要件(現行制度と基準日が異なります。)

### 【令和7年度の対象者】

学生本人及びその生計維持者(原則、父母)が、最初に新制度の対象となる年度の4月1日を基準日として3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していることが必要です。

また、在学中に継続して支援を受けるためには、毎年度の基準日(4月1日)において、大阪府内に住所を有している必要があります。

## (3)国籍・在留資格等に関する要件

国籍等について、次のいずれかに該当すること。(国制度と同様)

- ①日本国籍を有する者
- ②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者として本邦に在留する者
- ③出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

※上記以外の他、詳細は大阪府のホームページ(HPアドレスは4ページ参照)でご確認ください。

<府制度(所得制限なし)>



#### (4)大学等に入学するまでの期間等に関する要件

①大阪公立大学・大阪府立大学・大阪市立大学（学部・学域）

高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者（国制度と同様）

②大阪公立大学・大阪府立大学・大阪市立大学大学院（修士課程、博士前期課程）、大阪公立大学・大阪市立大学法科大学院

大学等を卒業した後、引き続いて大学院に入学した者で、入学した年度の前年度末年齢が24歳（※12）までの者

※12 前年度末年齢が25歳で入学した場合でも対象と認められるケースもありますので、詳細は府ホームページの制度に関するQ&Aでご確認ください。

#### (5)家計の経済状況に関する要件(撤廃)

<収入に関する基準><資産に関する基準>については、撤廃しました。



©2014 大阪府もずやん

<府制度（所得制限なし）>

## (6)学業成績等に関する要件

### 【新規申請者】

#### ①大阪公立大学・大阪府立大学・大阪市立大学（学部・学域）

※本支援制度（現行制度・新制度）の支援を今まで一度も受けたことがない場合のみ  
次のA、Bのいずれかに該当すること。

A. 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位2分の1以上であること。

B. 次のa及びbのいずれにも該当すること。

ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由によりaに該当しない場合は、bに該当することで要件を満たすこととします。

a. 累計修得単位数が標準単位数以上であること。（標準単位数の算定等の考え方については、国制度における取扱いと同様とします。）

b. 学修計画書の提出により、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。

#### ②大阪公立大学・大阪府立大学・大阪市立大学大学院（修士課程、博士前期課程）、大阪公立大学・大阪市立大学法科大学院

※本支援制度（現行制度・新制度）の支援（学部・学域生の時を支援を除く）を今まで一度も受けたことがない場合のみ  
学業成績に関する要件はありませんが、申請時に大学指定の研究計画書の提出が必要です。

### 【継続対象者または令和7年度に現行制度から新制度対象となる支援対象者（現行制度で支援「停止」中の者も含む）】

#### ①大阪公立大学・大阪府立大学・大阪市立大学（学部・学域）

国制度と同様の適格認定における学業成績の基準を満たす必要があります。

#### ②大阪公立大学・大阪府立大学・大阪市立大学大学院（修士課程、博士前期課程）、大阪公立大学・大阪市立大学法科大学院

標準修業年限での修了が困難と判断される場合や学修意欲が著しく低いと判断される場合は、支援を終了します。

<府制度（所得制限なし）>



©2014 大阪府もずやん

- ☑継続対象者または令和7年度に現行制度から新制度対象となる支援対象者(現行制度で支援「停止」中の者も含む)かつ
- ☑大阪公立大学・大阪府立大学・大阪市立大学(学部・学域)は、
- ☑国制度と同様の下記「適格認定における学業成績基準」を満たす必要があります！

### 【適格認定における学業成績基準】

区分	学業成績の基準
廃止	<p>次の①～④に該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき</p> <p>①修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。</p> <p>②累積修得単位数が標準単位数の5割以下であること。</p> <p>③履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。</p> <p>④次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。</p>
停止	<p>下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること。(2回目の警告が「警告」区分の②に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く。)</p>
警告	<p>次の①～③に該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき</p> <p>①累積修得単位数が標準単位数の6割以下であること。</p> <p>②GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。(次のア、イに該当する場合を除く)</p> <p style="margin-left: 20px;">ア. 大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 社会的養護を必要とする者で、大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合</p> <p>③履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。(前の「廃止」区分の③に掲げる基準に該当するものを除く。)</p>

<府制度(所得制限なし)>

### Ⅲ 申請等手続きスケジュール



©2014 大阪府もずやん

## 府制度（所得制限なし）年間スケジュール予定

☞**チェックポイント** 申請手続きは、決められた日程で提出してください。締切後は受付できません。

		2025年(令和7年)												
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(継続手続き) 現在府支援あり  (新規申請) 現在府支援なし	オンライン申請	継続書類提出	要件の確認・審査	成績適格認定			結果通知			継続手続き 府支援区分確認		国制度対象者申請手続き	結果通知	次年度継続手続き
	新規申請書類配布	新規申請受付 マイナンバー提出	要件の確認・審査 府支援区分確認	国制度対象者及び 再支援の周知・ 成績適格認定	国制度対象者 申請手続き									

詳細については、  
UNIPAで確認!



©2014 大阪府もずやん

<府制度（所得制限なし）>

**【申請手続きに関するお問合せ】**

大阪公立大学学生課 大阪公立大学等授業料等支援制度担当

TEL:06-6605-2102 MAIL:[gr-gks-fusien@omu.ac.jp](mailto:gr-gks-fusien@omu.ac.jp)

**【制度に関するお問合せ】**

副首都推進局 公立大学法人担当 TEL:06-6208-8877

[ホームページ]

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/musyo/index.html>

# 参考：

## 令和7年度～

# 国の高等教育の修学支援新制度（国制度）

出典：文部科学省HP\_奨学金事業の充実（令和7年度～）こども未来戦略を受けた多子世帯の大学等の授業料等無償化についてより

文部科学省においては、令和2年度から高等教育の修学支援新制度を開始し、低所得世帯を対象として高等教育の無償化に取り組んでまいりました。これに加えて、令和5年12月22日（金）に閣議決定した「こども未来戦略」において、多子世帯の大学等の授業料等無償化が盛り込まれ、今後、高等教育段階における更なる負担軽減に取り組んでいくこととしています。

文部科学省としては、本戦略を踏まえた制度の詳細について、今後検討を進めてまいります。

私立大学の  
理工農系のみ対象  
(公立大学は対象外)

<こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）関係箇所抜粋>

授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大する。さらに、高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

## 令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化に係るFAQ

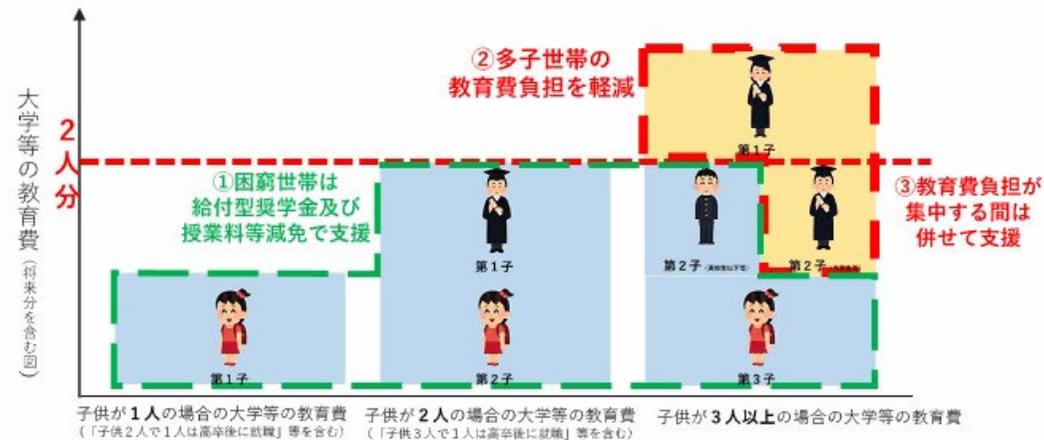
### 問6-1 「扶養する子供が3人以上」とは、どういう意味ですか。

⇒ 申込時点の市町村民税情報に基づき確認できる扶養する子供の数が3人以上であることとしています。仮にそのご家庭に子供が3人いたとしても、長子が社会人となって扶養から外れていれば、「扶養する子供」の数としては2人になり、支援対象とはなりません。

### 問6-2 多子世帯であれば、子供全員が対象となりますか。

⇒ 子供を3人以上同時に扶養している間に、大学等に在学している子供が対象となります。例えば、子供を3人以上同時に扶養している間に、2人同時に大学等に在学している場合は、2人とも対象となります。

長子が卒業等により扶養から外れ、扶養する子供の数が2人となった場合は、多子世帯への授業料等無償化の支援は終了します。



### 問6-3 多子世帯の考え方は、児童手当と異なるのでしょうか。

⇒ 本制度における支援は「扶養する子供が3人以上」の世帯としており、年齢に着目していません。(児童手当においては、多子の対象となる子供の数は、扶養の有無ではなく22歳となる年度末までと、年齢に着目したものとなっています。)

7

多子世帯の支援(子供3人を扶養している間の支援)のイメージ【概要】

3人きょうだいの場合

	第1子が大学へ進学	第2子が大学へ進学	第1子が卒業後就職
社会人			 支援対象外
大学生	 支援対象	 支援対象  支援対象	 支援対象外
高校生以下	 		

第1子が扶養から外れた場合、  
第2・第3子は支援対象外に  
※現行制度における世帯年収に応じた  
支援は受けられる可能性があります。

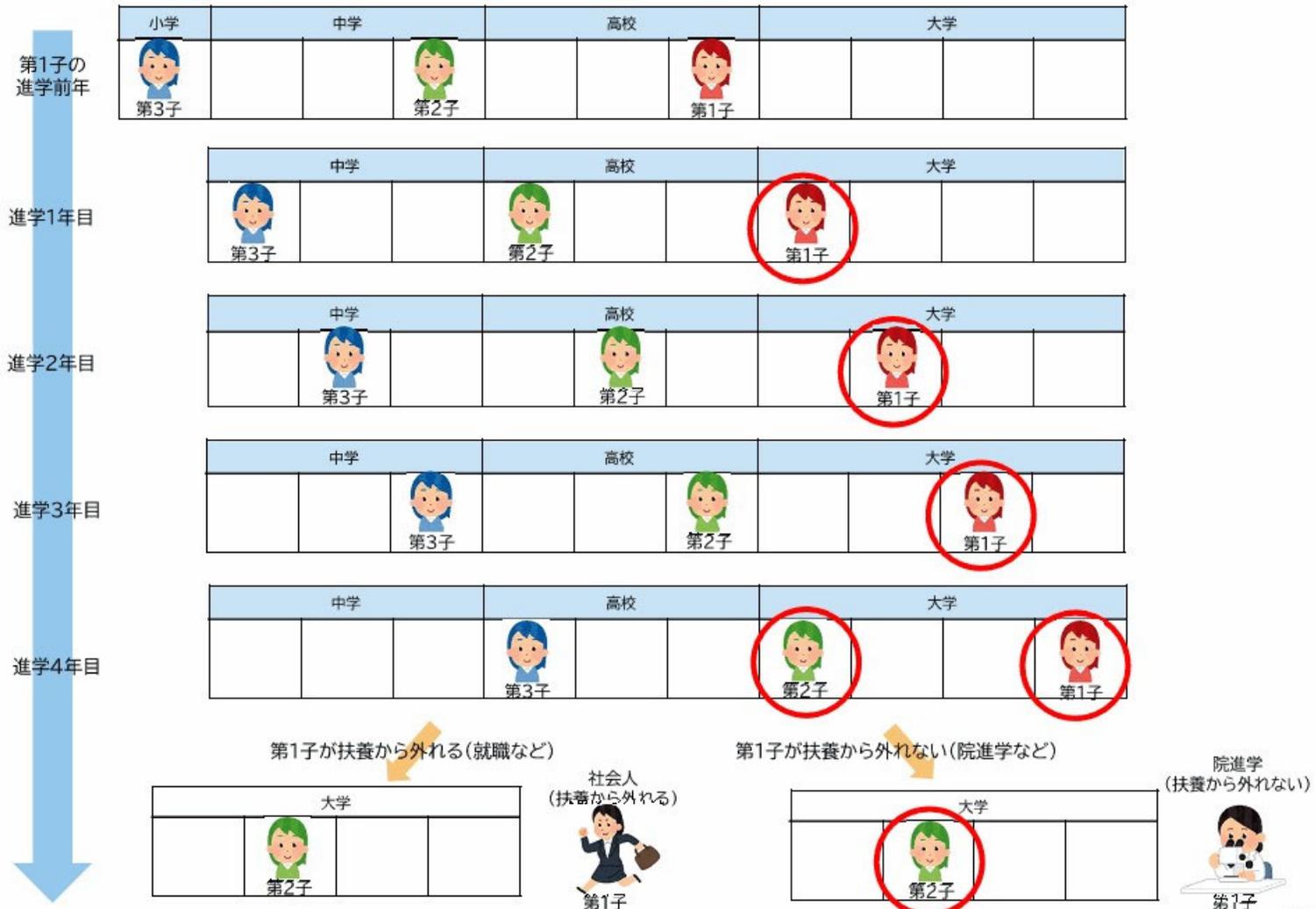
多子世帯の支援(子供3人を扶養している間の支援)のイメージ①(2歳差の3人きょうだい)



※○は多子世帯の支援を受けられる者 10

出典:文部科学省HP 奨学金事業の充実(令和7年度～)こども未来戦略を受けた多子世帯の大学等の授業料等無償化について  
令和7年度からの奨学金制度の改正(多子世帯の大学等の授業料等無償化)に係るFAQ(PDF:1351KB)より

多子世帯の支援(子供3人を扶養している間の支援)のイメージ②(3歳差の3人きょうだい)



※○は多子世帯の支援を受けられる者 11

出典:文部科学省HP 奨学金事業の充実(令和7年度～)こども未来戦略を受けた多子世帯の大学等の授業料等無償化について  
令和7年度からの奨学金制度の改正(多子世帯の大学等の授業料等無償化)に係るFAQ(PDF:1351KB)より

出典:独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)ホームページ  
令和6年度からの「高等教育の修学支援新制度の中間所得層への拡大に係る対応について(第4区分)」  
1. 多子世帯に属する場合 申告対象となる「子ども」の範囲 より

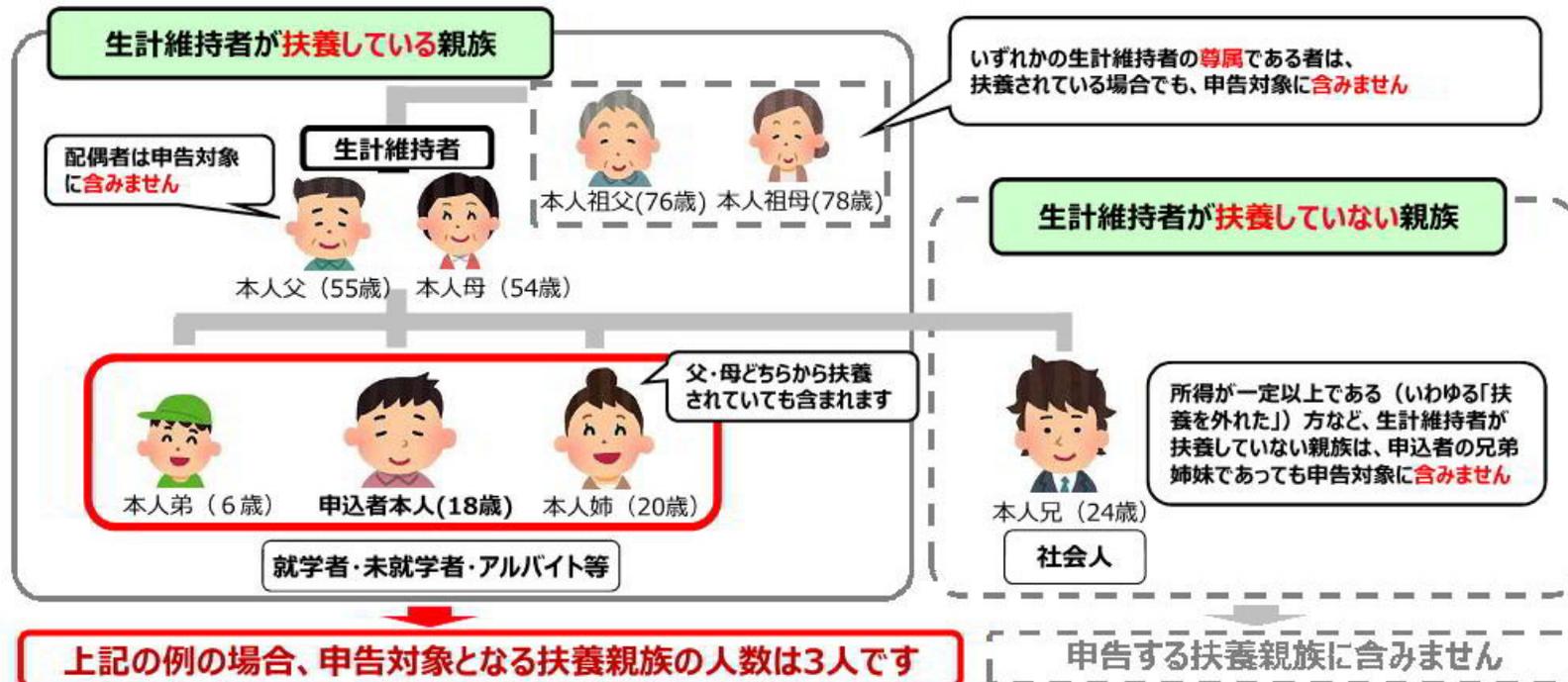
## 申告対象となる「子ども」の範囲

### 【申告対象の考え方】

申告対象となる「子ども」とは、生計維持者2名（原則、申込者の父母）のどちらかが住民税の扶養親族としている人のうち、「いずれかの生計維持者の尊属（注）である者」「扶養する生計維持者の年長者（生計維持者より先に生まれた者）」でない人となります。

（注）尊属とは、祖父母、父母、伯父伯母など、その人より上の世代の親族のことです

※住民税の扶養親族とは、扶養している親族として税の年末調整、確定申告又は住民税申告で申告し、対象となった方をいいます。  
税法上の控除額がない16歳未満の者も税の申告があれば扶養親族に含みます。



出典:独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)  
「生計維持者の扶養する「子ども」の数の申告」手続きより抜粋(一部加筆)

## 申告対象となる生計維持者の扶養する「子ども」の数の確認方法と数え方

手順1. 生計維持者の扶養親族の数を確認します。

複数の確認方法がありますので、いずれかでご確認ください。確認の際は対象となる年にご注意ください(最新のものが適切であるとは限りません)。※確認書類(1)~(4)の提出は不要です。

(1) 令和5年度住民税決定(変更)通知書 または  
令和5年度住民税の特別徴収税額決定(変更)通知書



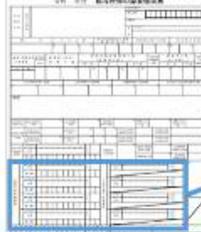
(2) マイナポータルで確認できる  
令和5年度地方税情報  
(マイナンバーカード及び読取用端末が必要です)

個人住民税情報	
課税年度	2023
〜 中 略 〜	
扶養控除情報	
一般	
特定	
老人	
同老	
16歳未満扶養者数	

(3) 令和5年度住民税  
課税証明書



(4) 令和4年分 給与所得の  
源泉徴収票



「特定」「老人」「16歳未満」「その他」の数の合計です。  
(「その他」は「一般」と記載されることがあります。「同老」は数えません。)

「控除対象扶養親族」と  
「16歳未満の扶養親族」の  
人数の合計です。

【例】前ページの例だと5人



※ それぞれの様式は、発行する自治体やお勤め先等により異なることがあります。

手順2. 扶養親族の数から、扶養している生計維持者よりも年長の方や生計維持者の尊属の方の数を差し引きます。(扶養していない方の数は差し引く必要はありません。)



生計維持者が扶養している  
(=「税の扶養に入れている」)  
生計維持者の父母(※)  
→人数から差し引いてください。  
※生計維持者の尊属であるため。

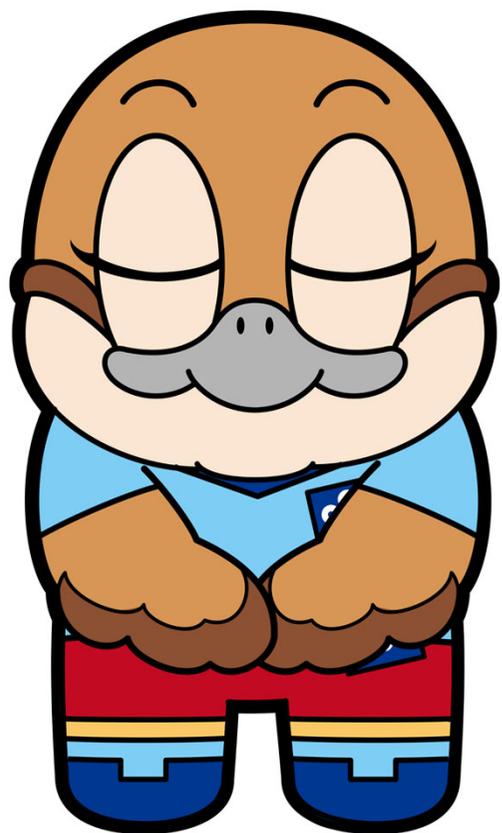
【例】前ページの例だと  
5人-2人=3人を申告



● 誰を扶養しているかが不明な場合は、令和4年(2022年)分の「源泉徴収票」又は「同年分の確定申告書」の写しをご確認ください。  
「控除対象扶養親族」や「16歳未満扶養親族」の欄に書かれている方が、扶養親族です。

手順3. 生計維持者が2人の場合、手順1~2を2人分行い、合計します  
(1人の場合はそのまま)。その数を申告してください。

※令和6年10月分~令和7年9月分までの授業料等支援に申請する場合は、以下のとおり読替してください。  
令和5年度⇒令和6年度 ・ 令和4年分⇒令和5年分 ・ 課税年度2023⇒課税年度2024  
令和4年(2022年)分の「源泉徴収票」⇒令和5年(2023年)分の「源泉徴収票」



ご清聴ありがとうございました